

第18回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会宮城県予選会
大会要項

- 1 主催 一般財団法人宮城県剣道連盟
- 2 期 日 令和8年4月26日(日)午前9時00分開会
- 3 会 場 宮城県第二総合運動場(宮城県武道館)
仙台市太白区根岸町15-1 電話 022-249-1216
- 4 参加資格 (1) (一財)宮城県剣道連盟の所属会員であって、ポジションごと下記の年齢等の制限によるものとする。年齢基準は全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会前日とする。
(2) 高校生及び大学生の資格基準は大会当日とする。
(3) 出場できる都道府県は1か所のみとする。ただし、大学生の場合は、大学生個人が登録している剣道連盟または出身高校のある剣道連盟いずれか1ヶ所とする。
①次鋒の部………大学生
②五将の部………18歳以上30歳未満(高校生・大学生を除く。専門学校、大学院生は含む。)
③中堅・三将の部・30歳以上40歳未満
④副将の部………40歳以上50歳未満
⑤大将の部………50歳以上
- 5 参加料 1名1,000円とし大会当日受付にて納入すること。
- 6 竹刀検量 検量を行う。(別紙資料を参照のこと。)
- 7 試合方法 (1) 全日本剣道連盟剣道試合・審判規則と同細則、運営要領の手引きおよび感染症予防ガイドラインに記載の試合方法による。
(2) 試合は3本勝負、試合時間は5分とする。時間内に勝負の決しない場合は延長戦を行い、先に1本取った者を勝ちとする。なお、延長に入ってから試合時間は、3分区分切りで勝敗の決するまで行う。トーナメント方式を基本とするが、参加人数によってはリーグ戦方式又はリンク方式とすることもある。
- 8 日 程 (1) 受付・開館 8:00～ (4) 試合
(2) 審判会議 8:30～ (6) 閉会式
(3) 開会式 9:00～
- 9 表 彰 第1位より第3位まで表彰する。
- 10 申込方法 所定の申込書に記入し、市郡連ごと下記の宛先に送付すること。
〒982-0845 仙台市太白区門前町2-1
(一財)宮城県剣道連盟事務局宛
・Tel 022-746-8461 ・Fax 022-746-8462 ・メール info@miyagi-kendo.com
- 11 申込期日 令和8年4月17日(金)必着
- 12 その他 (1) 災害・事故の場合、実施本部で応急処置をするが、他の責任は持たない。
(2) 出場選手は、感染症予防ガイドラインに従い面マスクまたは、シールドを着用すること。
(3) 別紙「剣道用具確認証」を竹刀検量時に提出すること。
(4) 今後の感染症の状況により、大会が中止又は試合方法が変更になることもある。
(5) 提出書類は宮城県剣道連盟ホームページからダウンロードできる。
(6) 参加選手は、紅白の目印(全長70cm幅5cm)を持参すること。
(7) 参加選手は、市郡名もしくは所属名(横書き)と姓(縦書き)を記した布製の名札を垂につけること。
(8) 組み合わせは県剣道連盟事務局で行う。
(9) 優勝者は全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会宮城県代表候補となる。なお、先鋒については宮城県高体連剣道専門部に一任する。
(10) 観客の入場は可とする。
(11) 個人情報、大会の目的以外に使用することはない。

第 18 回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会宮城県予選会申込書

区分	No.	称号段位	氏 名	職業 (大学名)	生年月日	年齢	備 考
次鋒の部 <small>(大学生)</small>	1						
	2						
	3						
五将の部	1						
	2						
	3						
中堅・三将 の部	1						
	2						
	3						
副将の部	1						
	2						
	3						
大将の部	1						
	2						
	3						
<p>以上 名分、申し込みます。 令和 8 年 月 日</p>							

剣道連盟

申込〆切：令和 8 年 4 月 17 日 (金) 必着

審判主任	検査所責任者

剣道用具確認証

一般財団法人宮城県剣道連盟会長 殿

本大会の出場にあたり、使用する用具について、「剣道試合・審判規則」および「大会要項」に即し、下記項目の確認いたしました。

日付： 年 月 日

所 属：

選手氏名：

(自署)

記

1) 竹刀関連：検査本数：合計 _____ 本（大会検査所提出本数）

- 長さ（全長）が適正
- 重さが適正
- 先端から 1.5 センチメートル部分の先革の太さ（対辺）が適正
- 先革の長さが適正
- 先から 8 センチメートル部分のちくとう部の太さ（対角）が適正
- 破損・ささくれはない
- 中結の位置（＝全長の約 1/4）が適正
- 不当な付属品を使用していない
- 先端部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなっている
- 安全性を著しく損なう加工・形状変更をしていない
- ピース（四つ割りの竹）の合わせの間に不自然で大きな隙間がない

2) 小手関連

- こぶしと前腕（肘関節から手首関節の尺骨側（最長部））の 1/2 以上 を保護している
- 小手ふとん部のえぐり（クリ）の深さは小手ふとん部最長部との差が 2.5 センチメートル 以内である
- 小手頭部・小手ふとん部の十分な衝撃緩衝能力がある

3) 面関連

- 肩関節の保護ができる布団の長さが確保されている
- 面ぶとんの十分な衝撃緩衝能力がある

4) 剣道着関連

- 袖の長さについて、肘関節の保護ができる（構えたときに肘関節が隠れること）

以上